

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A社（以下「会社」という。）に雇用され、同社B（以下「事業場」という。）で総務事務に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、Cクリニックを受診し、「自律神経失調状態」等と診断された。

また、同年〇月〇日から病気休暇を取っていたところ、同年〇月〇日、Dにおいて、会社関係者と面談をした際に睡眠薬と酒を飲用して酩酊・熟睡し、翌〇日、E病院に救急搬送され、「左肺炎、急性薬物中毒、意識障害、脱水症」等と診断された。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、上司から指導を受けていたところ、上司から机を蹴り上げるパワーハラスメントを受けたため、手が震え、動悸が出現したという。

- 3 本件は、請求人が、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人の精神障害の発病時期及び病名については、決定書理由に説示するとおり、平成〇年〇月頃、ICD-10診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」(以下「本件疾病」という。)を発病したものと判断する。
- (2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)のとおりである。
- (3) 請求人は、本件疾病の発病前おおむね6か月間(以下「評価期間」という。)における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、①業務量の増大、②達成困難なノルマの賦課、③上司とのトラブルを主張するので、以下検討する。
- (4) 上記(3)①について検討すると、請求人は、平成〇年〇月、人事異動で課長代理が一人増員されたが、同課長代理に総務業務の経験がなかったため、引継ぎによる業務が増大したと主張する。

この点、監督署長の作成した労働時間集計表は、社員証読取りによる出退勤管理システムにより把握された出退勤時刻を集計した勤務実績票を基礎として集計しており、請求人の労働時間の実態を反映しているとみられるところ、同集計表によれば、上記人事異動後の時間外労働時間の変化は発病前5か月目(平成〇年〇月〇日～同年〇月〇日)の4時間22分から発病前4か月目(同月〇日～同年〇月〇日)の20時間43分へと約16時間増加したにすぎず、発症

前3か月目以降の1月当たりの時間外労働時間はいずれも8時間未満である。また、Fは、「平成〇年〇月の人事異動で課長代理が一人増員となったが、請求人の業務に仕事量の変化はなかった。」旨を述べている。さらに、一件記録を精査するも、請求人の業務の負担が大きく増加したことを確認できるものはない。したがって、決定書理由に説示するとおり、同出来事を認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の具体的出来事「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当てはめても、当審査会としても、請求人の仕事量の増大は引継ぎだけの容易に対応できるものであり、同出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

- (5) 上記(3)②について検討すると、請求人は、平成〇年〇月、Gを〇枚売るようノルマを課され、ノルマを達成するため、〇枚ほど自分で買い取らざるを得なかったと主張する。

この点、Hが、「Gの販売には個人ごとに販売目標はあるが、個人のノルマはなく、目標が達成できない場合でもペナルティはない。」旨述べているとおおり、Gを一定枚数販売することはノルマではなく販売目標であったとみられる。したがって、決定書理由に説示するとおり、同出来事を認定基準別表1の具体的出来事「達成困難なノルマが課された」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当てはめても、当審査会としても、同出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

- (6) 上記(3)③について検討すると、請求人は、Iが出席する協議会の会費の支払を担当していたが、その期限までに支払を行っておらず、協議会からIに支払の督促の電話があったため、平成〇年〇月〇日、請求人が支払の遅延の謝罪に訪れたところ、Iから、机を蹴り上げられたり、「日頃から仕事が遅い。給料をもらっているのだから。」などと暴行や暴言を受けたと主張する。

そこで、まず、机を蹴り上げられたとの主張についてみる。請求人が上記の主張を会社内の苦情処理機関に申し立てたことを受けて、調査を行ったJは、「Iが机を足蹴りしたり、机が跳ね上がった事実は認められない。」と調査結果の回答をしている。また、請求人がIに謝罪した部屋には応接セットが置かれており、これを挟んで、I・Kと請求人・Hが対面して着席していたところ、Hは、「応接セットは狭い空間に配置されており、立つときはよほど注意しな

いと足が机に当たる。請求人はIから注意されていたときに手をこねくり回していたので、Iが請求人を指さして『そういうところだろう。』と少し声を荒げて注意したときに、Iの足が机に当たり、その反動で机が前に少し前に動いたが、机を蹴り上げてはいないし、請求人はそのとき、びっくりしてのけぞるような様子はなく、下を向いていた。」旨を述べている。そして、一件記録を精査するも、Iが机を蹴ったことを確認することのできる資料はない。

次に、「日頃から仕事が遅い。」などと暴言を受けたとの主張についてみる。Jは、請求人に対し、請求人の主張するような発言があったことは認めつつ、「同発言はハラスメント行為ではなく、マネジメント体制に関する内容と受け止めている。」旨の調査結果を回答している。また、Hは、「『日頃から仕事が遅いぞ。』とか『給料をもらっているのだから。』といった発言が謝罪の場でIから請求人にあったという記憶はない。」旨を述べている。

上記の諸事情を踏まえれば、Iの請求人に対する上記の言動は、決定書理由に説示するとおり、認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当たるとみても、請求人の不適切な事務処理について、業務指導の範囲内で指導・注意を行ったものにすぎず、その程度も殊更強いものであったとは認められないから、当審査会としても、同出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

(7) このほか、請求人は、評価期間における出来事として、①平成〇年〇月から〇月にかけて、Iから業務の処理についてしばしば叱責を受けたこと、②同年〇月、複雑な交通事故の対応について上司や同僚からねぎらいの言葉がなかったこと、③年間を通じ、個人による立替えを行っていること、④同年〇月、L支社のM労働関係調整役から「仕事はまじめにしているか。」と言われたことなどを主張しているところ、これらの出来事を裏付ける客観的かつ的確な証拠はない。そして、仮にこれらの出来事があったとしても、①及び④については、それぞれ認定基準別表1「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当てはめて評価することとなるが、請求人の事務処理の在り方について業務指導の範囲を逸脱するような指導・注意がされたことを認めるに足りる資料はないから、当審査会としては、これらの出来事の心理的負荷の総合評価はいずれも「弱」と判断する。また、②及び③については、認定基準別表1の出来事と捉えることはできない。

- (8) なお、請求人は、請求人が会社に申し立てていた上記(6)の出来事について、平成〇年〇月〇日に、Jから請求人に伝えられた調査結果が請求人の予期していたものとは異なっていたため、本件疾病が悪化したと主張するが、同主張は、認定基準別表1の「特別な出来事」の類型に示されているものとは認められず、請求人の本件疾病が悪化したという事実も認められない。
- (9) 以上のとおり、請求人が主張する業務による心理的負荷をもたらす出来事は、その総合評価がいずれも「弱」であって「強」には至らず、心理的負荷の全体評価も「弱」であるから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないものである。
- (10) 請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。